

基 発 0731 第 1 号
保 発 0731 第 4 号
令和 5 年 7 月 31 日

(別記) 事業者団体及び関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項
について」の一部改正について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和 6 年度以降に実施する特定健康診査における随時中性脂肪の取扱い等について一部変更することを踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」(令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知) 別紙を別紙のとおり改正することとしましたので、その趣旨を御理解の上、引き続き、事業者と保険者とが緊密に連携して労働者の健康管理等にお取り組みいただくとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

○「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）別紙等 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>【別紙】</p> <p>定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る 事業者と保険者の連携・協力事項について</p> <p>2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情報提供の方法等 (1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施 (略)</p> <p>なお、血糖検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（令和2年12月23日付け基発1223第7号）により、定期健康診断等において、ヘモグロビンA1c検査を血糖検査として認めるとともに、随時血糖による血糖検査を行う場合は食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除いて実施すること、また、血中脂質検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和5年3月31日付け基発0331第12号）により、令和6年4月1日からは、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、<u>随時中性脂肪により検査を行うことを可とすること</u>としたため、特定健康診査における取扱いと揃っていることに留意すること。</p> <p>(略)</p> | <p>【別紙】</p> <p>定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る 事業者と保険者の連携・協力事項について</p> <p>2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情報提供の方法等 (1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施 (略)</p> <p>なお、血糖検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（令和2年12月23日付け基発1223第7号）により、定期健康診断等において、ヘモグロビンA1c検査を血糖検査として認めるとともに、随時血糖による血糖検査を行う場合は食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除いて実施すること、また、血中脂質検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和5年3月31日付け基発0331第12号）により、令和6年4月1日からは、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、<u>食直後（食事開始から3.5時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とすること</u>としたため、特定健康診査における取扱いと揃っていることに留意すること。</p> <p>(略)</p> |

改正後

別表

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

| | | 労働安全衛生法 (定期健康診断) | 高齢者医療確保法 (実施基準第2条) |
|----------------|--------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 血中 脂質 検査 | LDL コレステロール (Non-HDL コレステ ロール) | ○#5 | □ |
| | HDL コレステロール | ○ | □ |
| | 血清トリグリセライ ド (空腹時中性脂肪) | ●#6 | □ |
| | 血清トリグリセライ ド (随時中性脂肪) | ●#6 | □ |
| 血糖 検査 | 空腹時血糖 | ●#7 | □ |
| | HbA1c | ● | □ |
| | 随時血糖 | ●#7 | □ |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(略)

#6・・・ 食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載
することが必要。

#7・・・ 食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）の採血は避けることが必
要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として
記載することが必要。

改正前

別表

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

| | | 労働安全衛生法 (定期健康診断) | 高齢者医療確保法 (実施基準第2条) |
|----------------|--------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 血中 脂質 検査 | LDL コレステロール (Non-HDL コレステロ ール) | ○#5 | □ |
| | HDL コレステロール | ○ | □ |
| | 血清トリグリセライ ド (空腹時中性脂肪) | ● | □ |
| | 血清トリグリセライ ド (随時中性脂肪) | ●#6 | □ |
| 血糖 検査 | 空腹時血糖 | ● | □ |
| | HbA1c | ● | □ |
| | 随時血糖 | ●#6 | □ |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(略)

#6・・・ 食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）の採血は避けることが必
要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記
載することが必要。

(別記)

| | |
|--------------------|---------------------|
| 中央労働災害防止協会会長 | 建設業労働災害防止協会会長 |
| 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 | 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長 |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会会長 | 船員災害防止協会会長 |
| 仮設工業会会長 | 建設産業専門団体連合会会長 |
| 日本建設業連合会会長 | 建設荷役車両安全技術協会会長 |
| 合板仮設安全技術協会会長 | 日本旅館協会会長 |
| 産業安全技術協会会長 | 信託協会会長 |
| 生命保険協会会長 | セメント協会会長 |
| 全国火薬類保安協会会長 | 全国クレーン建設業協会会長 |
| 全国警備業協会会長 | 全国建設業協会会長 |
| 全国建設業労災互助会理事長 | 全国建築コンクリートブロック工業会会長 |
| 全国森林土木建設業協会会長 | 全国地方銀行協会会長 |
| 全国中小建設業協会会長 | 全国中小建築工事業団体連合会会長 |
| 全国登録教習機関協会会長 | 全国ビルメンテナンス協会会長 |
| 全日本シティホテル連盟会長 | 全国労働保険事務組合連合会会長 |
| 日本鍛造協会会長 | 大日本水産会会長 |
| 情報通信エンジニアリング協会会長 | 全日本トラック協会会長 |
| 日本溶接協会会長 | 東京ガラス外装クリーニング協会会長 |
| 日本鑄造協会会長 | 日本埋立浚渫協会会長 |
| 全国LPガス協会会長 | 日本化学工業協会会長 |
| 日本化学物質安全・情報センター会長 | 日本ガス協会会長 |
| 日本機械工業連合会会長 | 日本橋梁建設協会会長 |
| 日本金属プレス工業協会会長 | 日本空調衛生工事業協会会長 |
| 日本クレーン協会会長 | 日本経済団体連合会会長 |
| 日本建設機械施工協会会長 | 日本建設機械工業会会長 |
| 日本建設業経営協会会長 | 日本建設躯体工事業団体連合会会長 |
| 日本型枠工事業協会会長 | 日本港運協会会長 |
| 日本港湾福利厚生協会会長 | 日本在外企業協会会長 |
| 日本砕石協会会長 | 日本左官業組合連合会会長 |
| 日本作業環境測定協会会長 | 日本産業機械工業会会長 |
| 日本新聞協会会長 | 日本自動車工業会会長 |
| 日本生産技能労務協会会長 | 日本新聞販売協会会長 |
| 日本造園建設業協会会長 | 日本造園組合連合会会長 |
| 日本造船工業会会長 | 日本造船協力事業者団体連合会会長 |
| 日本鉄鋼連盟会長 | 日本中小型造船工業会会長 |

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 日本電気協会会長 | 日本鉄道車輛工業会会長 |
| 日本電設工業協会会長 | 日本電機工業会会長 |
| 日本塗装工業会会長 | 日本道路建設業協会会長 |
| 日本人材派遣協会会長 | 日本鳶工業連合会会長 |
| 日本プラントメンテナンス協会会長 | 日本フードサービス協会会長 |
| 日本保安用品協会会長 | 日本ベアリング工業会会長 |
| 日本ボイラ整備据付協会会長 | 日本ボイラ協会会長 |
| 日本民営鉄道協会会長 | 日本ホテル協会会長 |
| 日本労働安全衛生コンサルタント会会長 | 日本民間放送連盟会長 |
| ビール酒造組合組合長 | 日本ロボット工業会会長 |
| プレハブ建築協会会長 | プレストレスト・コンクリート建設業協会会長 |
| 林業機械化協会会長 | ボイラ・クレーン安全協会会長 |
| 建設業振興基金理事長 | 安全衛生技術試験協会理事長 |
| 産業医学振興財団理事長 | 建設業福祉共済団理事長 |
| あんしん財団理事長 | 地方公務員安全衛生推進協会理事長 |
| 化成品工業協会会長 | 日本フルハップ会長 |
| 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 | 日本製紙連合会会長 |
| 石油化学工業協会会長 | 石油連盟会長 |
| 全国仮設安全事業協同組合理事長 | 全国管工事業協同組合連合会会長 |
| 全国基礎工業協同組合連合会会長 | 全国建設業協同組合連合会会長 |
| 全国木材組合連合会会長 | 全国産業廃棄物連合会会長 |
| 全国社会保険労務士会連合会会長 | 全国商工会連合会会長 |
| 全国森林組合連合会会長 | 全国石油商業組合連合会会長 |
| 全国段ボール工業組合連合会理事長 | 全国中小企業団体中央会会長 |
| 全国生コンクリート工業組合連合会会長 | 全国農業協同組合連合会会長 |
| 全日本交通安全協会会長 | 電気事業連合会会長 |
| 電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長 | 電線工業経営者連盟理事長 |
| 全国銀行協会会長 | 日本肥料アンモニア協会会長 |
| 日本麻紡績協会会長 | 日本火薬工業会会長 |
| 日本化学繊維協会会長 | 日本ゴム工業会会長 |
| 日本鋳業協会会長 | 日本消防協会会長 |
| 日本商工会議所会頭 | 日本伸銅協会会長 |
| 日本醤油協会会長 | 日本洗淨技能開発協会理事長 |
| 日本生活協同組合連合会会長 | 日本チェーンストア協会会長 |
| 日本ソーダ工業会会長 | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 |
| 日本鋳鍛鋼会会長 | 日本百貨店協会会長 |

日本フェロアロイ協会会長
日本無機薬品協会会長
日本羊毛産業協会会長
日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員長
全国法律関連労組連絡協議会
日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
全日本紙製品工業組合会長
日本小型貫流ボイラー協会会長
産業医科大学理事長
全国労働基準関係団体連合会会長
日本医療法人協会会長
日本産業カウンセラー協会会長
日本精神科病院協会会長
中小企業基盤整備機構理事長
港湾労働安定協会会長
日本産業衛生学会理事長
健康保険組合連合会会長
全国国民健康保険組合協会会長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
社会保険診療報酬支払基金理事長
日本医師会会長
日本薬剤師会会長
日本栄養士会会長
日本総合健診医学会理事長
日本病院会会長
予防医学事業中央会理事長
全国市長会会長
日本労働組合総連合会会長

日本紡績協会会長
日本証券業協会会長
全国ハイヤー・タクシー連合会会長
石炭エネルギーセンター会長
日本JATI協会会長
日本LPガス協会会長
日本下水道事業団理事長
せんい強化セメント板協会会長
日本損害保険協会会長
全国都市清掃会議会長
日本ゴルフ場事業協会理事長
全国素材生産業協同組合連合会会長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
21世紀職業財団会長
日本砂利協会会長
国民健康保険中央会会長
全国健康保険協会理事長
共済組合連盟会長
地方公務員共済組合協議会会長
労働者健康安全機構理事長
全国労働衛生団体連合会会長
日本歯科医師会会長
日本看護協会会長
結核予防会理事長
全日本病院協会会長
日本人間ドック学会理事長
全国知事会会長
全国町村会会長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長